

# 体罰・虐待の連鎖を防ぐ教師と保育士を育む方法の探究

—教師教育と保育士養成で体罰と虐待の防止を学ぶカリキュラムの必要性—

田尻 敦子\*

Exploration of ways to educate teachers and caregiver to prevent the chain of corporal punishment and abuse.

—Necessity of curriculum to learn to prevent corporal punishment and abuse.

Atsuko Tajiri

## 目次

### 要旨

#### はじめに

教師と保育士の体罰・虐待の防止・啓発・発見・対応・問題解決の責務

- 1、教職課程と保育士養成課程において体罰防止を多角的に学ぶ必要性
- 2、教師論・教育方法論・教育学概論・人権と教育・総合演習・教育学演習における体罰に関する学生の認識と課題

ケース1 教師論、教育学概論、人権と教育の履修者の体罰に関する認識

- 3、教育実習中の体験をふりかえる事後指導や教職実践演習の重要性

ケース2 体罰について多角的に学んだ学生による問題解決の事例

ケース3 教育現場で体罰を防止し、記録し、報告をした事例

#### まとめ

教師と保育士の役割・責務・身分を認識し伝える方法を学ぶには？

—教師論・教育方法論・教育学概論・教職実践演習・道徳教育・特別活動・生徒指導・生涯学習・社会教育等を総合的に紡ぐカリキュラムの必要性

#### 注

#### 参考文献

## 要旨

大学の教職課程や保育士養成課程においては、体罰と虐待の啓発・防止・発見・対応・解決の方法を学ぶことが重要な課題となっている。また、体罰をせずに、伝えるべきこ

とを伝え、ねらいを達成する力を身につけることも重要である。家庭における子どもの虐待を予防し、啓発し、発見し、対応し、問題解決につなげるためにも、教師や保育士は体罰への認識を深めることが大切となる。教師と保育士を養成する上で、多様な授業で、体罰や虐待の連鎖から抜けでる方法を学ぶ必要がある。

例えば、教師論や保育士論、教育方法論や教育課程論、特別活動論や生徒指導論、教育行政学や教育社会学、教育学概論や教育心理学、道德教育論や総合的な学習の指導法、生涯学習論や社会教育論などで、どのように体罰や虐待の問題を学ぶことができるだろうか。こうした問いを語り合う場が、教員養成や保育士養成に携わる者にとっては必要である。

教職課程や保育士養成課程においては、体罰や虐待に関する学生の認識に関する現状を把握し、課題を認識し、実践を報告しあい、新たな実践を紡ぐことが大切である。そこで、教師論、教育学概論、人権と教育、総合演習、教育学演習などの現状認識や課題を考察する。課題のひとつとして、愛のムチ論を信じてしまう学生については、時間をかけて、多様な授業で学びを深めていく必要があることを論じた。

こうした実践事例を教職課程や保育士養成課程の研究者たちが報告しあい、現状認識を共有し、課題解決に向けて尽力することが大切である。体罰をせずにねらいを達成する教育方法を学ぶカリキュラムづくりをする必要性を認識する第一歩として、本研究を行う。

## はじめに

### 教師と保育士の体罰・虐待の防止・啓発・発見・対応・問題解決の責務

教師教育と保育士養成において、体罰と虐待の防止・啓発・発見・対応・問題解決は、重要な意味をもっている。学校においては、学校教育法第11条によって、体罰が禁止されている。刑法においては、暴行罪、傷害罪、過失傷害罪、過失致死罪、名誉棄損罪、侮辱罪、監禁罪などに該当するケースもある。刑法は、すべての国民に適用される法律である。刑法は、教師にも、保育士にも、保護者にも、政治家にも、一般市民にも学生にも等しく適用される。

特に、公務員による暴力は、公務員の信用失墜行為の禁止など様々な行政法に抵触する可能性がある。もし、子どもが体罰により、怪我をしたり、亡くなったり、不登校になったりした場合、民法による損害賠償請求の可能性もある。体罰のある教室で、安心して授業を受けられない場合、教育を受ける権利が侵害されるケースもある。

このように、教師や保育士は、憲法、民法、刑法、行政法などで、幾重にも体罰をしないように求められている。この責務への認識を深めるため、教員に対して、教育委員会では、体罰防止等の研修資料を作成し、ウェブで公開したりしている（注1）。校内研修のために、体罰防止を学ぶ具体的な方法として、ロールプレイングをしたり、ワー

クシートを書き込んだりするための資料も、PDFなどで無償配布している（注2）。

体罰の防止は、家庭においても重要である。近年、子どもの虐待への注目が集まり、法律も整備されはじめている。教員や保育士は、家庭での虐待を予防し、発見し、解決に結びつけるよう期待されている。教師や保育士が体罰をしていたとしたら、虐待の予防・啓発・発見・対応・問題解決が困難になることが予想される。体罰を肯定している教員に、虐待を受けている子どもが相談をすることは難しいと考えられる。教員や保育士は、自らが体罰をふるわないだけでなく、同僚の体罰を発見し、報告し、家庭での虐待を予防し、発見し、関連諸機関と連携して解決をする役割を担っている。

子どもは、教師や保育士の行動から学ぶため、鏡にうつるように、暴力で問題解決をする姿をコピーしてしまう可能性もある。教員による暴力ともいえる体罰は、こども同士の暴力につながるケースもある。例えば、体罰が、いじめに結びつく可能性もまた指摘されている。体罰防止は、いじめのない学校づくりにも大きな意味を持っている。体罰が不登校の誘因となる事例も存在する。体罰防止は、虐待防止、いじめ防止、不登校防止など、学校の今日的課題と深く結びついている。

## 1、教職課程と保育士養成課程において体罰防止を多角的に学ぶ必要性

大学の教職課程や、保育士養成課程においては、体罰を多角的な角度から捉え、決して体罰をしない教師や保育士を養成することが求められている。しかし、体罰が法律で禁止されていることを知りながら、体罰を肯定する考え方を捨てることのできない教員や保育士志望の学生は数多く存在する。体罰や虐待は、自らの生育歴とも深くかかわっている。体罰が法律で禁止されていることを学んでも、「信頼があれば体罰ではない」などと抜け道を探すケースもある。「殴っても愛があれば体罰ではない」という愛のムチ論を信じる学生にとって、体罰は禁止されているという知識を知っても、「それは体罰ではないから禁止されていない」「自分は体罰を肯定していない」という解釈をしてしまうこともある。

身体に深く埋め込まれた体罰を肯定する考えを変えるには、時間をかけて多角的に繰り返し自らをふりかえる必要がある。短大の2年間、あるいは大学の4年間を通じて、教職課程や保育士養成課程を貫くカリキュラムを構築しなおし、体罰防止を多様な角度から伝える必要があるのではないだろうか。

体罰を肯定する考え方を改めて、同僚の体罰を防ぎ、家庭での虐待を防ぐには、教員養成のカリキュラムをどのように再構築したらいいだろうか？

例えば、教師論や保育士論、教育方法論や教育課程論、教職実践演習や教育実習の指導、特別活動論や生徒指導論、教育行政学や教育社会学、教育学概論や教育心理学、道徳教育論や総合的な学習の指導法、生涯学習論や社会教育論など、多様な教職課程や保

育士養成課程の課目において、どのようなとりくみが可能なのかを教職課程や保育士養成課程の担当者がまず語り合う必要があるのではないだろうか。

それぞれの授業で、どのようなとりくみをしているかを語り合うことで、体罰をせずにねらいを達成できる教師や保育士を養成することができると考えられる。その第一歩として、本論文では、大学の授業における現状の課題や実践を幾つかのケースをもとに考察をする。

## 2、教師論・教育方法論・教育学概論・人権と教育・総合演習・教育学演習における体罰に関する学生の認識と課題

大学の教職課程や、保育士養成課程において、体罰の禁止や、教師や保育士の責務、体罰をせずにねらいを達成する方法などを伝える必要性がある。

筆者は、2000年から、大東文化大学の教職課程や保育士養成課程において、教師論や教育方法論、教育学概論や人権と教育、総合演習や教育学演習、学校教育特別研究や教職実践演習などで、体罰に関する授業を行ってきた。

教職課程や保育士養成課程で学ぶ学生であっても「体罰が法律で禁止されていると思わない」と回答する学生たちは存在する。授業を受けて、体罰が禁止されていることを知り、体罰防止の研修資料を読んで、学習を深めた上でも、体罰を肯定する考え方を捨てることのできない教員や保育士志望の学生は存在する。体罰への認識は、学校と家庭での暴力の体験と深く関わっている。

体罰が法律で禁止されていることを伝えるだけでは、考え方や行為を変容させることは困難である。例えば、体罰を肯定的に描いたテレビドラマ等の影響を受けて、「体罰は法律で禁止されているが、教師と生徒の信頼があれば体罰ではないので、殴っても構わない」と捉える例もある。「自分は体罰を肯定していない。なぜなら、信頼関係があれば殴っても体罰ではないからだ。生徒の感じ方次第だ」という考え方に同調する教員志望の学生は存在する。

こうした学生たちの体罰に関する認識について、2017年度の教師論、教育学概論、人権と教育などの授業のケースをもとに、考察を行う。まず、体罰に関する法律的な基礎的知識に関する認識に関するケースを考察する。

### ケース1 教師論、教育学概論、人権と教育の履修者の体罰に関する認識

【2017年度に、大東文化大学文学部教育学科の3年生が履修する教師論の授業で、次のような発問をした。

「体罰はいつから法律で禁止されていますか？明治、大正、昭和、平成のどれかに手をあげてください」。

この発問に対して、学校が設立された明治時代から体罰が禁止されていると答えられ

た学生は、ほとんどいなかった。1年生の教育学概論においても、この問いに答えられた学生はいなかった。いつから禁止されているかという質問への回答の割合は、1年生も3年生もほとんど同じであった。

教師論も教育学概論も、小学校教員、幼稚園教諭、保育士養成課程で学ぶ学生たちが履修している。この発問を十数年間してきたが、平均すると、「体罰禁止は平成から」と回答する学生が多い。次が昭和である。この結果を受けて、ある教員から次のようなアドバイスを受けた。

「そもそも法律で禁止されているかどうかを発問してはいかがでしょう？」

この問いは盲点であった。法律で禁止されていることぐらいは知っているのではないかと考えていたからだ。もう1コマ担当している3年生の教師論でこの問いを投げかけてみた。

「体罰が法律で禁止されているか、禁止されていないか、どちらかに手をあげてください」。この問いに対して、約4分の1の学生が、「法律で禁止されていない」に挙手をした。「いつから禁止されていますか？」という問いには、次のように答える学生がいた。

「体罰は法律で禁止されていないと思っているので、いつから禁止されているかという事は、法律で禁止されていることになるので挙手はできません」。

もちろん、明治時代から体罰が法律で禁止されていることを知る学生はごく少数であった】。

教師論は、2017年時点の大東文化大学の教職課程においては、その単位を取得できないと教育実習に行くことができないという設定がなされている。教師論の単位取得は、教育実習や保育実習の関門のひとつとなっている。2019年度からは、文部科学省による教職の再課程認定にともなう改変で、教師論は入門として位置づけられ、1年次に履修するようになる予定である。しかし、2017年度時点では、大東文化大学では3年次に設定されている。今後、教育実習に行く前の関門をどのように設定するのか、しないのかという問いは、重要な課題のひとつとなる。

体罰に関する認識の低さは「人権と教育」という授業を自ら選択して履修した学生でも同様である。人権と教育は、社会教育主事や教職課程、保育士課程、司書教諭などの資格取得を希望する学生も選択で履修することができる。この授業でも、「学校での体罰は法律で禁止されていない」と回答した学生がいた。いつから禁止されているかについても知らない学生が大多数であった。いつから禁止されているかという発問に答えられたのは、筆者の教師論と人権と教育を両方とも受講して、あらかじめ答えを知っていた学生たちであった。

こうした体罰に関する理解は、毎年、授業の発問やアンケートという形で行っている。

しかし、現状をより把握し、問題を共有するためには、授業実践に加えて、アンケート調査の専門家などと共同研究を行い、実態調査をする必要があるのではないだろうか。

現状の把握には、専門家によるアンケート調査の分析や考察が必要である。その一方で、実際に体罰が法律で禁止されていることを知らない学生がいることは事実であり、その問題を解決する方法を語りあう必要があるのではないだろうか。このように、教育実習に行く前の関門としての授業であっても、体罰禁止を理解していない学生たちはいる。体罰がなぜいけないかを理解せずに、教育実習や保育実習に行き、教師として教壇に立ち、保育士として子ども達をケアすることは危険である。教員課程や保育士養成課程の教員たちが、早急に情報交換をし、課題を認識すべきではないだろうか。

### 3、教育実習中の体験をふりかえる事後指導や教職実践演習の重要性

では、学生たちが教育実習や保育実習において、どのような形で体罰と関わる可能性があるだろうか。実際に、教育実習や、臨時採用中に体罰をしそうになったり、体罰をしてしまったりした学生からの相談を受けることも想定しうる。万が一、教育実習先で体罰をしてしまった場合、子ども、保護者、学校教員、大学、教育委員会など、多くの人たちの信頼関係が損なわれる可能性がある。何より子どもの現在と未来への影響が危惧される。

現職教員であれば、教育委員会の体罰防止の研修会などがある。しかし、教育実習については、教員養成課程や保育士養成課程で責任をもって、体罰防止を学ぶ機会を設けるべきではないだろうか。

学生たちは、学ぶ機会がなかっただけで、深く学ぶことができれば、自ら体罰をしないだけでなく、同僚の体罰をとめたり、保護者が体罰と称して虐待をすることを防いだりすることもできる。

教育実習や保育実習では、現職の教員や保育士たちの体罰を目撃するケースも存在する。そのときに、体罰をしてもかまわないという誤解をしてしまわないためにも、実習の事後指導や、教職実践演習などでのふりかえりで学び直す必要性もある。

では、どのようにしたら、体罰を目撃した報告をもとに、問題解決につなげることができるのだろうか。以下の2つの事例をもとに考察を行う。

#### ケース2 体罰について多角的に学んだ学生による問題解決の事例

【授業で体罰について多角的に学んだあと、教育実習に行った学生が、現場で目撃した体罰を記録し、報告し、総合的な問題解決につながった事例が存在する。学生の報告によれば、次のような指導を受けたという。

「子ども同士がけんかをしていて、片方がやられていて、もしやり返さなかったら、

やり返すように指導してください。子どもが自分でやり返さなかったら、あなた自身が見本として叩き返してください」。

そして、実際に、現場で、教員がそのような対応をしている場面を目撃したという。そこで、まず、正確な記録をとるようにその学生には伝えた。いつ、どこで、だれが、なにを、どのように、どうしたかという5W1Hを記し、誰が見てもわかる正確な記録を書くことにした。

このケースでは、筆者が教育実習の担当教員であり、かつ、教職関係の授業の担当者であったため、学生からの報告連絡相談を受けて、実践現場をサポートする形で、問題解決の道筋をつけることが可能となった。また、実践現場とも、コミュニケーションが可能で、良好な関係にあったため、長期的に複数の大学教員が関わって、実践をサポートすることが可能となった】。

### ケース3 教育現場で体罰を防止し、記録し、報告をした事例

【大学の授業の一環として、小学校に、学生がアシスタントとして派遣されていたときに、教員の体罰を目撃してとめた事例が存在する。学生の報告によれば、低学年の生徒が教員の許可を得てトイレに行こうとしたとき、小さな声で鼻歌を歌っていたところ、隣室から別の教員がでてきて、暴力をふるおうとした。その学生は、とっさに次のような行動をとった。

「この子を殴るなら、私を殴ってください！」。

そう言って、暴行を止めたという。このケースについては、他にも、学生が見聞きした事例について、正確な記録をとるように指導を行った】。

実践の現場においても、教員や保育士たちが、何らかの困難を感じているがゆえに、体罰が生じてしまうケースも存在する。子どもたちが安心して学べる環境を育てるためにも、地域の学校や教育委員会などと連携して、現職の教員や保育士をケアし、サポートをし、研修をしたりする関係性を紡ぐ必要がある。

このケース1やケース2を事例として考えた場合、教職課程や保育士養成課程では、単に現場に学生たちを送るだけではなく、教育実習の事後指導や、卒業後のフォローアップなども必要であると考えられる。

さらに、教育実習が終わったあとに行われる教職実践演習などで、気になる子どもの行動や、いじめや虐待、体罰がうたがわれる事例などについてふりかえりをし、子どもをケアし、サポートするためにどのような方法や相談場所があるかを学びなおす必要があるのではないだろうか。

## まとめ

### 教師と保育士の役割・責務・身分を認識し伝える方法を学ぶには？

#### —教師論・教育方法論・教育学概論・教職実践演習・道德教育・特別活動・生徒指導・生涯学習・社会教育等を総合的に紡ぐカリキュラムの必要性

このように、教職課程や保育士養成課程において、体罰や虐待の啓発・予防・発見・対応・問題解決は重要な課題である。教職課程や保育士養成課程の教員たちが行っている授業実践を書き、発表し、語り合うことで、現状を把握し、より多角的に、深く学び合うことができるのではないだろうか。

前述の事例のように、愛のムチ論を信じてしまう学生への指導は、最も重要な課題である。まず、教師と保育士の役割、責務、身分や法律などについての基礎的な理解を深めるには、教育委員会の体罰防止の研修資料は大切な教材となりうる。それに加えて、虐待の加害者である保護者の回復プログラムのテキストである森田ゆりの『しつけと体罰』は、身体に埋め込まれた暴力の記憶をふりかえり、体罰をせずに愛を伝える方法を学ぶのに適切である（注3）。愛のムチ論を信じてしまう学生に対する指導の事例や、教材、教育方法などについて実践事例をもとに考察するのは、今後の課題である。

多様な分野の大学教員たちの実践事例をもとに、教育心理学や教育哲学や教育思想、教育法や教育行政学、特別活動論や生徒指導論、道德教育や総合的な学習の指導法、生涯学習論や社会教育論など、多様な観点から対話をする必要があるのではないだろうか。

体罰や虐待の連鎖の輪からぬけるには、学ぶことが必須である。教員養成課程や保育士養成課程で学ぶことで、暴力の連鎖の輪からぬけて、伝えたいことを伝えられる力を育むことが、大切ではないだろうか。

#### 【注】

##### (注1)

各地域の教育委員会では、体罰に関する研修資料を公開している。教師論などの教職課程の授業では、体罰防止の研修資料をもとに、教師に向けた研修をする講師になったと想定して、学習指導案を書き、模擬授業をする実践を行っている。例えば、次のような研修資料を用いて学生たちは教師向けの研修の授業案を作成する課題を出している。

教育委員会事務局教育政策推進室—2005年作成—2010年4月1日更新『体罰の根絶に向けた研修の実施と研修資料』

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/topics/170610.html>

##### (注2)

教育委員会では、校内研修のための資料として、体罰に関する知識を深めるためのレジュメやワークシート、プレゼンテーションの資料などに加えて、ロールプレイングなどの方法を用いて学びあうPDF資料等を配布している。以下はその事例である。

山梨県教育委員会 2013年『体罰の根絶に向けて～校内研修資料～ 平成25年8月版』

北海道教育委員会 2013年『体罰防止のためのロールプレイング資料～平成25年度「体



罰の要因分析」掲載資料に基づく研修資料]

(注3)

森田ゆり2003『しつけと体罰—子どもの内なる力を育てる道すじ』 童話館。本書は、虐待の加害者の回復プログラムとして書かれているため、学校における体罰だけではなく、家庭における体罰の啓発・防止・発見・対応にも有益である。学校教員が自ら体罰を行わないだけではなく、家庭での体罰を発見し、対応する力をつけるための教材として適切だと考えられる。

**【参考文献】**

- ・森田ゆり 2003『しつけと体罰—子どもの内なる力を育てる道すじ』 童話館。

**【ホームページ】**

- ・教育委員会事務局教育政策推進室 - 2005年作成 - 2010年4月1日更新 『体罰の根絶に向けた研修の実施と研修資料』

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/topics/170610.html>

**【教育委員会が無償配布しているPDF資料】**

- ・山梨県教育委員会 2013年『体罰の根絶に向けて～校内研修資料～ 平成25年8月版』
- ・北海道教育委員会 2013年『体罰防止のためのロールプレイング資料～平成25年度「体罰の要因分析」掲載資料に基づく研修資料』

(2017年9月8日受理)